

北陸信越運輸局、中国運輸局及び九州運輸局 同時発表

令和6年2月13日
海事局安全政策課**船員法等関係法令※に違反した船舶所有者を公表します**
～船員の安全確保に向けて～

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令に違反した船舶所有者に対し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っております。

今回は、令和5年度第3／四半期において、船員法等関係法令の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり公表し、国土交通省ホームページへ一定期間（6ヶ月）掲載いたします。

（掲載期間（6ヶ月）経過後は、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

◎公表の対象

- ・ 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船員法上の船舶所有者
- ・ 船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船員法上の船舶あるいは事業場の船舶所有者
- ・ その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

◎公表対象期間

- ・ 令和5年度第3／四半期（令和5年10月～12月）

※船員法等関係法令・・・船員法、労働基準法、賃金の支払い確保等に関する法律、船員の災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法



<問い合わせ先>

海事局安全政策課 長岡、中島

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43553、43554）

03-5253-8631（直通）

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和5年度第3/四半期(5年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行っ た主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和6年2月13日	第35明友丸	引船兼作 業船	株式会社戸田組 (法人番号: 3220001015410) 代表取 締役 戸田充	石川県 七尾市	令和5年12月18日	適切な見張り、雇入契 約、労務管理記録簿、 安全担当者及び衛生担 当者の選任に関する違 反事実を確認したた め。	戒告処分 (船員法第14の4、第 32条第1項、第36条 第1項、第67条第1 項、第81条等)	北陸信越 運輸局
令和6年2月13日	ショウビ 聖美	貨物船兼 砂利運搬 船	シヨウビウカイウン 聖朋海運株式会社 (法人番号: 2240001037445) 代表取締役 小村朋孝	広島県 豊田郡 大崎上島町	令和5年10月24日	労働時間の限度、高所 作業の安全対策等に關 する違反を確認したた め	戒告処分 (船員法第65条の2第 3項、第81条等)	中国 運輸局
令和6年2月13日	五島(3号)	旅客船兼 作業船	宿輪 良雄 (法人番号:-)	長崎県 五島市	令和5年10月25日	甲板上での指揮や適切 な航海当直の実施等に 関する違反事実を確認 したため。	戒告処分 (船員法第10条、第 14条の4等)	九州 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先(管轄局)

北陸信越運輸局海事部 運航労務監理官
中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官
九州運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話025-285-9160
電話082-228-8708
電話092-472-3181